

NETIS 登録申請支援業務契約書

〇〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）と、一般社団法人近畿建設協会（以下「乙」という。）は、甲が保有する技術「〇〇〇〇」を「新技術情報提供システム」（以下「NETIS」という。）に登録するための申請書類の作成支援について、次の通り業務契約を締結する。

- 業務の名称 「〇〇〇〇」に係わる NETIS 登録申請支援業務
- 業務の内容 「甲が作成した申請書類原案の内容確認及び改善事項の助言」
「登録受付窓口から甲に追加書類等の要望があった場合の要望内容の確認及び助言」
なお、本業務は、甲の代理人として登録までの一式受託に対応するものではない。
- 履行場所 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 OMM13F
一般社団法人 近畿建設協会 技術部 メンテナンス室
- 履行期間 令和 年 月 日から当該技術の NETIS 登録完了まで、ただし最長 1 年間とする。
甲は、当該技術の NETIS 登録のお知らせを受領した場合、速やかにその旨を乙に通知するものとする。
- 業務報酬 登録申請支援業務所要 1 時間当たり 13,000 円（消費税別）
- 業務報酬の支払 甲は、乙に支援を依頼した業務に係わる支援業務成果物（以下「登録申請支援資料等」という。）を受領した翌月末日までに、乙からの請求内容を確認して乙の指定する銀行口座への振り込みにより業務報酬を支払うものとする。

上記業務について甲と乙は、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 : 住所

氏名

乙 : 住所 大阪府大阪市中央区大手前一丁目 7 番 31 号

大阪マーチャンダイズ・マートビル

氏名 一般社団法人 近畿建設協会

理事長 谷本 光 司

(総 則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、「公共工事等における新技術活用システム」の実施規約及び実施要領に従い、登録申請書類である 様式1:「新技術情報提供システム(NETIS)登録申請書」、様式2:「技術概要説明資料」、様式3:「技術詳細説明資料」、様式4:「比較表」の作成支援等を業務内容とする当該契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)について契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に甲の依頼を受けて作成した登録申請支援資料等を、その都度甲に引き渡すものとし、甲は受領した月毎に、乙が登録申請支援資料等の作成に要した時間に応じた業務報酬を支払うものとする。
- 3 乙は、国土交通省 近畿地方整備局 近畿技術事務所に受理される内容の登録申請書類の作成を支援するための指示を、甲又は甲の窓口担当者に対して行うことができる。この場合において、甲又は甲の窓口担当者は、当該指示に従った対応を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 5 甲は、国土交通省が乙に対して実施する NETIS 登録申請支援業務に関する調査に協力すること。
- 6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議の書面主義)

- 第2条 甲及び乙は、この契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、登録申請書類(未完成の登録申請書類及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第4条 乙は、業務の全部を一括して、又は登録申請書における主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第5条 甲は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(甲の任意解除権)

第6条 甲は、業務が完了するまでの間において、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、甲の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合とみなす。

- 一 甲について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 甲について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 甲について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第7条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 当該申請技術とNETISの既登録技術及び削除技術との技術的同一性が確認されたとき。
- 二 甲の責めに帰すべき事由により、業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 四 甲（甲が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（発注者が個人である場合にはその者を、甲が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは出先事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(契約外の事項)

第8条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定める。

以下余白